別表一の二(三) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書ー特定の医療法人の分……平二十二・四・一以後終了連結事業年度分

連

税務署受付印	平成　年　月　日 税務署長殿	所管 / 業種目 / 概況書 / 要否 / 別表等	※税務署処理欄
納税地	電話(　　)　ー	連結親法人整理番号	
(フリガナ) 連結親法人名		経理責任者自署押印	印
(フリガナ) 代表者自署押印	印	旧納税地及び旧法人名等	
代表者住所		添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、個別帰属額に関する書類、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書

連結申告	一連番号
連結グループ整理番号	
連結事業年度(至)	年　月　日
売上金額	兆　十億　百万
申告年月日	年　月　日
申告区分	庁指定　局指定　指導等　区分
通信日付印	確認印　省略　年　月　日
年　月　日	直前年度事業処理　年　月　日

平成　年　月　日

連結事業年度分の　　申告書

平成　年　月　日

翌年以降送付要否	要 ◯	否 ◯	
税理士法第30条の書面提出有	◯	税理士法第33条の2の書面提出有	◯

項目	番号	金額(十億 百万 千 円)
連結所得金額又は連結欠損金額(別表四の二「50の①」)	1	
法人税額(32)	2	
法人税額の特別控除額(別表六の二(三)「27」+別表六の二(四)「16」+別表六の二(五)「18」+別表六の二(七)「37」+別表六の二(八)「37」+別表六の二(九)「51」+別表六の二(十)「42」+別表六の二(十一)「42」+別表六の二(十二)「37」)	3	
差引法人税額(2)−(3)	4	
リース特別控除取戻税額(別表六(十二)「30」+別表六(十五)「30」+別表六(十九)「30」+別表六(二十二)「30」+別表六(二十七)「31」)	5	
土地譲渡利益金 課税土地譲渡利益金額(別表三(二)「24」+別表三(二の二)「25」+別表三(三)「20」)	6	000
土地譲渡利益金 同上に対する税額(33)+(34)+(35)	7	
法人税額計(4)+(5)+(7)	8	00
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	9	
控除税額(((8)−(9))と(38)のうち少ない金額)	10	
差引連結所得に対する法人税額(8)−(9)−(10)	11	00
連結中間申告分の法人税額	12	00
差引この申告により納付すべき法人税額(11)−(12)(連結中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(15)へ記入)	13	00
法人税額の計算 (1)の金額又は800万円×$\frac{}{12}$相当額のうち少ない金額	27	000
法人税額の計算 (1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)−(27)	28	000
法人税額の計算 連結所得金額(1)(27)+(28)	29	000
土地譲渡税額の内訳 土地譲渡税額(別表三(二)「27」)	33	0
土地譲渡税額の内訳 同上(別表三(二の二)「28」)	34	0
控除税額の計算 所得税の額(別表六の二(一)「6の③」)	36	
控除税額の計算 外国税額(別表六の二(二)「17」)	37	
控除税額の計算 計(36)+(37)	38	
控除税額の計算 控除した金額(10)	39	
控除税額の計算 控除しきれなかった金額(38)−(39)	40	

項目	番号	金額(十億 百万 千 円)
この申告による還付金額 所得税額等の還付金額(40)	14	
この申告による還付金額 連結中間納付額(12)−(11)	15	
この申告による還付金額 連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額	16	外
この申告による還付金額 計(14)+(15)+(16)	17	外
この申告が修正申告である場合 この申告前の 連結所得金額又は連結欠損金額	18	
この申告が修正申告である場合 この申告前の 課税土地譲渡利益金額	19	
この申告が修正申告である場合 この申告前の 法人税額	20	
この申告が修正申告である場合 この申告前の 還付金額	21	外
この申告が修正申告である場合 この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((13)−(20))若しくは((13)+(21))又は((21)−(17))	22	外　00
連結欠損金等の当期控除額(別表七の二「3の計」又は「16」)	23	
翌期へ繰り越す連結欠損金(別表七の二「5の合計」)	24	
この申告が修正申告である場合のこの申告前の 連結欠損金の当期控除額	25	
この申告が修正申告である場合のこの申告前の 翌期へ繰り越す連結欠損金	26	
(27)の19%相当額	30	
(28)の23%相当額	31	
法人税額(30)+(31)	32	
土地譲渡税額の内訳 土地譲渡税額(別表三(三)「23」)	35	00

連結中間申告の場合にはその計算期間	平成　年　月　日 平成　年　月　日

還付を受けようとする金融機関等	銀行 / 金庫・組合 / 農協・漁協	本店・支店 / 出張所 / 本所・支所	預金	郵便局名等
	口座番号		ゆうちょ銀行の貯金記号番号	ー
	※税務署処理欄			

法 0301-0103-02

税理士署名押印	印